

生徒心得

この心得は、生徒諸君が本校の教育目標にのっとり、快適で充実した学校生活を送るための手引きである。本校生徒としての自覚と誇りをもって、健康な身体と豊かな人間性を育て、相互に人格を尊重し合い、人間として成長を目指すとともに、よりよい校風を創りあげよう。

1 学習とホームルーム

- (1) 学習は生徒の本文であることを自覚し、常に自主的な学習活動を行い、学力の充実に努め、目標達成に全力をつくす。
- (2) 毎日の授業を大切にし、積極的に取り組む。
- (3) 教室内は常に整頓し、清潔な雰囲気を持ちよく授業を受けられるようにする。
- (4) ホームルームの活動は、学校生活の基盤となる。秩序を保ち、活気のある集団活動ができるように、各自が明るいホームルームづくりに協力する。
- (5) 学級委員をはじめ各委員は常に教員との連絡を密にし、円滑な学習活動が行われるように努める。

2 登下校について

- (1) 本校の始業時刻は8時40分である。8時30分には教室に入る。
- (2) 登下校の際は交通規則をよく守り、事故を起こさないよう十分注意する。
- (3) 自転車通学をする場合
 - ① 道路交通法を遵守する。傘さし運転、2人乗り、信号無視をしない。
 - ② 学校の最寄り駅から自転車通学をする場合は、駅付近に駐輪する際、決められた駐輪場に停め近隣の迷惑にならないようにする。
 - ③ 自転車許可を受け、自転車にはステッカーをつけ、担任から自転車の安全点検を受ける。(諸届要項参照)
 - ④ 自転車は学年指定の場所に整理整頓して駐輪し、必ず施錠する。(校舎西側、昇降口前、体育館周りに置かない)
- (4) オートバイ、自動車による登下校は禁止する。制服での運転も禁止する。
- (5) 下校時刻は、平日は17時とする。
- (6) 部活動などで下校時刻移行校内に残る時は、関係職員の指導のもとに活動できる。
この場合の校舎外への下校時刻は、18時30分である。学校敷地外への完全下校は19時である。
- (7) 部活動等で休日登校する場合は、職員の指導のもとに活動する。

3 欠席・遅刻・早退・欠課・見学・忌引きについて

- (1) 生徒な理由なく遅刻・欠席・早退・欠課等をしない。
- (2) あらかじめ上記の事由がわかっている場合は、生徒手帳の諸届要項のページを参照し、手続きすること。

(3) 忌引日数は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|----|
| ① 父母が死亡したとき | 5日 |
| ② 祖父母、兄弟姉妹が死亡したとき | 3日 |
| ③ 伯叔父母、その他の親族が死亡したとき | 1日 |

4 服装、所持品について

- (1) 服装については別に定める服装規定を守り、本校生徒としての品位を失わないように心がける。化粧・アクセサリーはしない。
- (2) やむを得ない事情で既定の服装ができないときは、その旨を担任に願い出て、「異装届」を提出する。(諸届要項参照)
- (3) 所持品には氏名を記入し、全般に華美にならないように注意する。
- (4) 必要以上の金銭や、学習に関係のない物品は学校に持参しない。やむを得ず持参する場合は、担任に預ける。
- (5) 貴重品は必ず身につけて自己管理する。
- (6) 紛失品または拾得物があったときは、直ちに担任または関係職員に届け出る。(諸届要項参照)

5 校内生活について

- (1) 生徒は礼儀を守り、お互いにあいさつの励行を心がける。
- (2) 公共物は特に大切に取り扱い、校内の整理整頓、清潔に努める。
- (3) 学校の施設又は用具を使用する場合は、関係職員の許可を受ける。使用後は所定の場所に返納し、その旨を報告する。
- (4) 公共物を破損あるいは紛失した場合は、直ちに関係職員に届け出る。(諸届要項参照)
- (5) 校内での集会の開催、印刷物の配付、掲示等にあたっては、あらかじめ関係職員に願い出て許可を受ける。掲示物に生徒会の認印をもらい、マスキングテープで貼る。
- (6) 校内で病気や事故にあった場合は、直ちに関係職員に連絡して指示を受ける。保健室利用については利用規定に従う。
- (7) 放課後、最後まで残った生徒は使用した場所を整理整頓し、電源、戸締まり等に留意して下校する。
- (8) 携帯電話・スマートフォンの持ち込みは認めるが、朝、帰りのHRや授業中は関係職員の指示のある場合のみ使用することができる。
- (9) 携帯電話・スマートフォンでSNS等を利用するときは個人情報保護の観点に十分留意し、誹謗中傷等の行為を行わないこと。

6 校外生活について

- (1) いかなる場合も、社会の一員として、また本生徒としての誇りと自覚をもって、責任ある行動をとる。

- (2) アルバイトをする際は、担任にアルバイト届を提出する。(諸届要項参照)
- (3) 校内外を問わず、飲酒、喫煙及び暴力行為等は絶対に禁止する。また、不良行為にかかわらないよう、慎重な配慮と行動をとる。
- (4) 風紀上問題のある飲食店、娯楽施設等に立ち入ることは禁止する。
- (5) 夜間の外出は家族の承諾を必要とし、深夜の外出は神奈川県青少年保護育成条例に照らして禁止する。

7 定期・実力テストに関する諸注意

- (1) 原則として試験1週間前より試験が終了するまで、生徒の職員室・印刷室への立ち入りは禁止する。ただし、課題テストや模擬試験に関しては、試験の前日から試験の終了までが立ち入り禁止とする。
- (2) 試験当日の座席は、窓側から縦に出席番号順に並び、各列は監督者が巡視できるような間隔をとって整列する。欠席者は、空席とする。
- (3) 体調が悪い場合は、担任またはテスト監督者に申し出る。
- (4) 筆記用具(鉛筆・シャープペンシル・消しゴム等)以外の所持品はかばんの中に入れ、椅子の下に置く。机の中は空にする。
- (5) 携帯電話は電源を切ってかばんの中にする。スマートウォッチ・計算機能のついた時計やシャープペンシル・辞書機能のついた時計などもかばんの中にする。
- (6) 下敷きの使用は原則として認めない。必要な場合は、監督者に申し出て許可を得る。
- (7) 試験中は監督者の指示に従い、私語、物品の貸し借り、不正行為やそれに準じた疑わしい行為は絶対にしない。
- (8) 質問やその他の用事があるときは手を挙げ、監督者の指示を受ける。
- (9) 試験時間終了まで答案用紙の提出はできない。
- (10) 終鈴と同時に記入をやめ、各列最後尾の生徒は出席番号順に答案用紙をまとめて監督者に提出する。
- (11) 定期試験の第1日より1週間前から試験終了まで部活動は禁止する。ただし、この期間及び試験最終日から数えて1週間以内に公式戦がある場合はこの限りではない。

自転車通学者交通安全マニュアル

○交通ルールを遵守する。

- ① 信号無視をしない。
- ② 2人乗りをしない。
- ③ 右側通行をしない。
- ④ 優先道路に出るときはいったん停止。
- ⑤ 並列走行をしない。
- ⑥ 自転車走行中は携帯電話・スマートフォンは使用しない。
- ⑦ 雨の日に乗る場合は、レインコートを着用する。傘差し運転禁止。

- ⑧ 夜間は必ずライトをつける。
- ⑨ イヤホン等で音楽等を聴きながら自転車に乗らない。

○事故に遭った場合

- ① 警察に連絡をする。
- ② 目撃者がいたら、住所・氏名・連絡先を聞く。
- ③ 相手の住所・氏名・連絡先を必ず聞く。自分の住所・氏名・連絡先も相手に知らせておく。
- ④ 相手がバイク、車のときはナンバーを控える。
- ⑤ 「交通事故報告書」を担任に提出する。(諸届要項参照)

○人や車に衝突し、事故を起こした場合

- ① 相手の怪我の状態を確認し、必要なときは救急車を呼ぶ。
- ② 警察に連絡をする。
- ③ 目撃者がいたら、住所・氏名・連絡先を聞く。
- ④ 「交通事故報告書」を担任に提出する。(諸届要項参照)

○事故現場に居合わせた場合

- ① 負傷者の救護を進んで行う。
- ② ひき逃げ事故を見かけたときは、車のナンバー、特徴を警察に連絡する。